

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号  
 名 称 北清企業 株式会社  
 代表取締役 川井 雄一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 平成28年 5月15日  
 許可の有効年月日 平成35年 5月14日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## (1) 産業廃棄物の種類

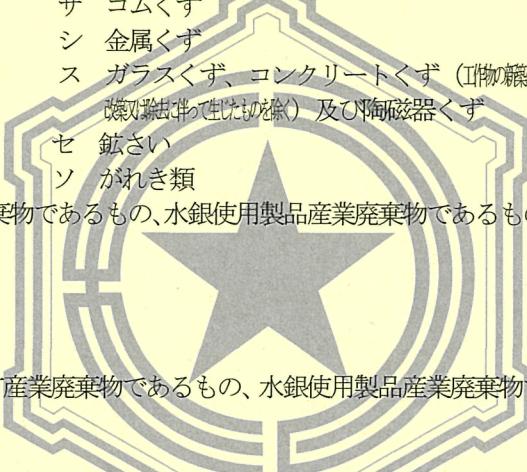
- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| ア 燃え殻         | ケ 繊維くず（纖維製品の破片）                     |
| イ 汚泥          | コ 動植物性残さ（動植物の組織）                    |
| ウ 廃油          | サ ゴムくず                              |
| エ 廃酸          | シ 金属くず                              |
| オ 廃アルカリ       | ス ガラスくず、コンクリートくず（瓦礫<br>礫砂類等）及び陶磁器くず |
| カ 廃プラスチック類    | セ 鉱さい                               |
| キ 紙くず（紙製品の破片） | ソ がれき類                              |
| ク 木くず（木製品の破片） |                                     |

以上15種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。

## (2) 積替え又は保管の有無 あり

上記(1)カ、シ、ス

以上3種類は廃家電品（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）に限る。



## 2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区北丘珠5条4丁目5番7号	11.25 m <sup>2</sup>	16.8 m <sup>3</sup>	1.5 m	上記1(2)に同じ。

## 3 許可の条件 なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

- 昭和48年 6月27日 新規許可  
 昭和62年 5月15日 期限付許可  
 平成6年 5月15日 更新許可  
 平成11年 5月15日 更新許可  
 平成12年12月 5日 変更許可（上記1(1)のウ、エ、オ、サの追加、及び2)のカ、スの積替え又は保管の追加）  
 平成16年 5月15日 更新許可  
 平成21年 5月15日 更新許可  
 平成28年 5月15日 更新許可（更新時優良認定）  
 平成29年 5月 1日 事業の一部廃止届（廃タイヤ（上記1(1)のカ、シ）の積替え又は保管の廃止）  
 平成29年 9月29日 事業の一部廃止届（廃乾電池（上記1(1)のイ、シ）、廃OA機器（上記1(1)カ、シ、ス）、廃蛍光管（上記1(1)シ、ス）の積替え又は保管の廃止）

## 5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 なし

○紙くず

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

書換交付

平成29年10月17日

事由	積替え又は保管に関する事項の変更及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に関する事項の追記
----	---

※ この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。